

水道使用料軽減申請書

年 月 日

松前町長 殿

(給水契約者)

住 所 _____
 氏 名 _____ 印 _____
 TEL _____

漏水等による水道使用料の軽減に関する取扱要綱第 3 条の規定により、下記のとおり漏水軽減の申請をいたします。

検針番号	
水栓所在地	松前町大字
申請理由	<input type="checkbox"/> 二次側で、視認が難しい箇所によるもの (第 2 条第 1 項第 1 号)
	<input type="checkbox"/> 受水槽のボールタップの不調等によるもの (第 2 条第 1 項第 2 号)
	<input type="checkbox"/> その他 (第 2 条第 1 項第 3 号)

給水装置修理証明書

年 月 日

指定給水装置工事事業者

住 所 _____
 事業者名 _____ 印 _____
 代表者 _____ TEL _____

上記、水栓所在地の給水装置を修理したことを証明します。

修理完了日	年 月 日		
メーター番号	—	修理後のメーター指針	m ³
修理箇所			
修理内容			

【申請時に添付する書類】

1. 平面図

宅内側（敷地内）において、漏水箇所の分かるような図面

2. 修理箇所の写真（施工前及び施工後）

※緊急時により、施工前の写真が添付できない場合は、添付不要

【注意事項】

1. 漏水修理が完了していない場合、漏水軽減の対象となりません。

2. 指定給水装置工事事業者によらない水道業者等（水道使用者等の個人による修理含む）により漏水修理をした場合は、漏水軽減の対象となりません。

（松前町給水条例第7条第1項の規定により）

3. 水道使用料軽減申請書を提出される場合は、修理後3箇月以内に申請してください。

修理した月から起算して、1年を過ぎた場合は、第2条第2項第5号に基づき、漏水軽減の対象にならなくなりますので、ご注意ください。

4. 漏水軽減の対象月については、漏水していた期間すべてが対象ではありません。（最大2箇月分の請求月が対象）

5. 漏水軽減を受けた後、漏水軽減の原因である漏水修理が完了した月から起算して1年以内に行われた別の漏水修理については、第2条第2項第6号に基づき、漏水軽減の対象になりません。